

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局

（25年度）

監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>14. 緊急雇用創出事業－国民健康保険料等 収納率向上事業について (3)ハローワークの求人票の記載事項について（指摘）</p> <p>平成 24 年度はこの事業により延べ 87 名が採用され、任意に抽出した 10 名分にかかる求人票 6 件を閲覧し、ハローワークの求人票の作成（必須）要件の記載の有無を検証したところ、3 つ要件がもれなく記載されているのはサンプル 6 件中 1 件にとどまり、3 つとも記載されていないのは 6 件中 3 件にのぼった。担当者によると、この事業による募集と他の事業・予算による募集を兼ねた求人票の作成を行ったため、当該記載を行わなかったと推測される旨の回答を得た。</p> <p>この事業の対象とはならない失業者が応募するケースや採用されたケースはなかったということであるが、要件が記載されていない、または不十分な場合、この事業の対象者ではない求職者が応募し、担当課による面接が行われる可能性も否定できず、求職者に無用な混乱を生じさせ、各課担当者に無用な労力を費やさせることにもつながりかねない。</p> <p>この事業により採用を行う場合には求人票に必要な事項を記載して求職者に対し募集の条件を明示するとともに、他の予算・事業による募集も併せて行う場合にはそれぞれにつき求人票の作成を行うべきである。</p>	<p>緊急雇用創出事業による臨時的任用職員の募集・採用に当たっては、ハローワークの求人票に必須要件（緊急雇用創出事業であること、被災求職者が対象であること、市内に在住し又は市内の事業所に勤務していた者が優先されること）を明確に記載することとし、この取扱いが各区・総合支所においても周知徹底されるよう、平成26年1月14日付けで担当課長あてに通知した。また、平成26年3月17日付けで本監査結果報告書を各区・総合支所の担当課長あてに送付した際にも、同様の通知を再度行った。</p>